

税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス 感染リスク軽減のためお願い

自宅で申告

確定申告会場は大変混み合います。

新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、確定申告は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくなど、できるだけ自宅などで作成し、提出をお願いします。



確定申告特集ページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



来場の際のお願い

◆確定申告会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。
※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。



◆入場整理券は庄原税務署で当日配付しますが、LINEを通じてオンライン事前発行も可能です。

国税庁 LINE公式アカウント 友達追加はこちらから



◆2月26日(金)までは、不動産の売却や贈与税の担当者が会場に従事していません。

不動産の売却や贈与税の申告相談を希望する方は、3月1日(月)～15日(月)(土・日曜日を除く)にお越しください。

問い合わせ

庄原税務署
0824・72・1001

肺炎球菌の予防接種はお済みですか？

保健医療課 医療予防係
0824・73・1155

令和2年度に肺炎球菌の予防接種の助成を受けられる方は、下記の対象年齢に該当し、3月31日までにワクチンを接種する方です。

この期間を過ぎても予防接種を受けることはできませんが、接種料金は全額自己負担（おおむね8千円）となります。

《対象者》

▼令和2年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方
(右下の表に当てはまる方)

▼60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓などの機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

※誕生日を迎える前でも接種ができます。

※過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがある方は対象外です。

《申請方法》

▼65歳になる方 令和2年6月に接種券および予防票を送付していただきます。ただし、市民税非課税世帯または生活保護世帯の方は減免申請により減免後の接種券を交付します。

持参するもの

本人確認書類(※)・印鑑・事前に送付している接種券

対象年齢	生年月日
65歳	昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日
70歳	昭和25(1950)年4月2日～昭和26(1951)年4月1日
75歳	昭和20(1945)年4月2日～昭和21(1946)年4月1日
80歳	昭和15(1940)年4月2日～昭和16(1941)年4月1日
85歳	昭和10(1935)年4月2日～昭和11(1936)年4月1日
90歳	昭和5(1930)年4月2日～昭和6(1931)年4月1日
95歳	大正14(1925)年4月2日～大正15(1926)年4月1日
100歳	大正9(1920)年4月2日～大正10年(1921)4月1日

▼65歳以外の対象年齢の方 必ず事前に申請が必要です。

持参するもの

本人確認書類(※)・印鑑

(※)健康保険証などを持参してください。生活保護世帯の方は、被保護者証明書を持参してください。

《申請窓口》

保健医療課または各支所地域振興室・市民生活室(西城支所はしあわせ館)で受け付けます。

《接種料金》

▼一般 3千円
▼市民税非課税世帯 1500円
▼生活保護世帯 0円